

議案第29号

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、要介護認定者に対する地域包括ケアシステムの推進に向けた虐待防止等への取組み及び感染症対応力の向上と感染症発生における備え等を図るため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年湯河原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設内」を「敷地内」に改める。

第8条ただし書中「、当該管理者は」及び「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」

を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に、「規程」を「規定」に改める。

第49条ただし書中「、当該管理者は」及び「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「及び第60条の2」を「、第60条の2」に、「並びに前節」を「及び前節」に、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護

予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第113条」の次に「、第194条第3項」を加える。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同項の前に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場

合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に「、「介護従業者」を「介護従業者」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、同項の前に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応

じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第192条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第35条第3項（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第107条の2(改正後の第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第174条第1項(改正後の第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (略) 2 (略) 4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) (略) (4) (略) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。) (6) (略) (10) (略) <u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u>	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (略) 2 (略) 4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) (略) (4) (略) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条第1項</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。) (6) (略) (10) (略)	削る

現 行	改 正 後	備 考
(12) (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7 (略) 12 (略) (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は</u>、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第10条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情	(11) (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7 (略) 12 (略) (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (内容及び手続の説明及び同意) 第10条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情	

現 行	改 正 後	備 考
報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3 (略) 6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (7) (略)	報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3 (略) 6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (7) (略) (8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(8) (略) (9) (略) (揭示) 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (記録の整備) 第43条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対す	<u>合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> (9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (10) (略) (11) (略) (揭示) 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第43条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対す	

現 行	改 正 後	備 考
る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) (略) (4) (略) (5) 第29条に規定する町への通知に係る記録 (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第48条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお	る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) (略) (4) (略) (5) 第25条第9号の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (6) 第29条の規定による町への通知に係る記録 (7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第48条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお	

現 行	改 正 後	備 考
いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) (略) ― (10) (略) (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の<u>規程</u>にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、<u>当該管理者</u>は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地</u>	いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) (略) ― (10) (略) (11) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の<u>規定</u>にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当	削る

現 行	改 正 後	備 考
内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の</u>事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ┃ (4) (略) (5) (略)	該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ┃ (4) (略) (5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略)	

現 行	改 正 後	備 考
<u>(7)</u> (略) (記録の整備) 第59条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3)</u> 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録 <u>(4)</u> 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職</u>	<u>(9)</u> (略) (記録の整備) 第59条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4)</u> 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録 <u>(5)</u> 次条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 次条において準用する第41条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>	

現 行	改 正 後	備 考
務に従事することができるものとする。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (記録の整備) 第60条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	ができるものとする。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (4) (略) (5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいらない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第60条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(3) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事	<u>の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、<u>第60条の2</u>、第60条の4、第60条の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業	

現 行	改 正 後	備 考
業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u> (管理者) 第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 (略) 3 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針)	者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u> (管理者) 第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針)	

現 行	改 正 後	備 考
第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (記録の整備) 第60条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録</u>	第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(7) (略)</u> (記録の整備) 第60条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項に規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (管理者) 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第66条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。))	(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第66条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。))	

現 行	改 正 後	備 考
若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 （略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する</u>指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 （略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	

現 行	改 正 後	備 考
第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ― (4) (略) (5) (略) (6) (略) (認知症対応型通所介護計画の作成) 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2 (略) ― 5 (略) (記録の整備)	第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ― (4) (略) (5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略) (認知症対応型通所介護計画の作成) 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2 (略) ― 5 (略) (記録の整備)	

現 行	改 正 後	備 考
第80条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (従業者の員数等)	第80条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (従業者の員数等)	
第83条 (略) 2 (略) ― 5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に	第83条 (略) 2 (略) ― 5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に	

現 行	改 正 後	備 考												
掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table border="1" data-bbox="199 456 710 1055"> <tr> <td data-bbox="199 456 336 1055">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="336 456 580 1055">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td data-bbox="580 456 710 1055">介護職員</td></tr> <tr> <td data-bbox="199 1010 336 1055">(略)</td><td data-bbox="336 1010 580 1055">(略)</td><td data-bbox="580 1010 710 1055">(略)</td></tr> </table> 7 (略) 13 (略) (管理者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	(略)	(略)	(略)	掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table border="1" data-bbox="769 456 1279 1055"> <tr> <td data-bbox="769 456 906 1055">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="906 456 1150 1055">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td><td data-bbox="1150 456 1279 1055">介護職員</td></tr> <tr> <td data-bbox="769 1010 906 1055">(略)</td><td data-bbox="906 1010 1150 1055">(略)</td><td data-bbox="1150 1010 1279 1055">(略)</td></tr> </table> 7 (略) 13 (略) (管理者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	(略)	(略)	(略)	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員												
(略)	(略)	(略)												
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員												
(略)	(略)	(略)												

現 行	改 正 後	備 考
<u>巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u> 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、<u>第113条、第194条第3項</u>及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	

現 行	改 正 後	備 考
(1) (略) — (4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(1) (略) — (4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第108条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第29	(8) (略) (9) (略) <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> 第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 (記録の整備) 第108条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第29	

現 行	改 正 後	備 考
条に規定する町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が	条の規定による町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上	

現 行	改 正 後	備 考
<u>同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第126条 (略)	支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等) 第126条 (略) <u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規</u>	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) 3 (略) (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) 第127条 (略) 2 (略) (記録の整備) 第128条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時	<u>定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> 5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> 7 (略) 8 (略) (<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止) 第127条 (略) 2 (略) (記録の整備) 第128条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第116条第2項の規定による<u>提供した具体的なサービス</u>の内容等の記録 (3) 第118条第6項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時</u>	

現 行	改 正 後	備 考
間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「<u>介護従業者</u>」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは	間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、<u>第105条及び第107条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」	

現 行	改 正 後	備 考
「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第131条 (略) 2 (略) ― 6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> (3) (略) 8 (略) ― 10 (略)	とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第131条 (略) 2 (略) ― 6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) (略) 8 (略) ― 10 (略) 11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らそ	(1) <u>第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> <u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ウ 緊急時の体制整備</u> <u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> (2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u> (3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> (4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> (管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らそ	

現 行	改 正 後	備 考
の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （協力医療機関等） 第148条 （略）	の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 （協力医療機関等） 第148条 （略） <u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長</u>	

現 行	改 正 後	備 考
<u>2</u> (略) (記録の整備) 第149条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない	<u>に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 (略)</u> (記録の整備) 第149条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない	

現 行	改 正 後	備 考
理由の記録 (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録 (5) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (準用) 第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替	理由の記録 (4) 第147条第3項の規定による結果等の記録 (5) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (準用) 第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、<u>第100条及び第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と	

現 行	改 正 後	備 考
えるものとする。 (従業者の員数) 第153条 (略) 2 (略) 7 (略) 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) (略) (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (4) (略) 9 (略) 17 (略) (設備) 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (5) (略) (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために	と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第153条 (略) 2 (略) 7 (略) 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) (略) (3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) (4) (略) 9 (略) 17 (略) (設備) 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (5) (略) (6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、	

現 行	改 正 後	備 考
必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7) (略) (9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人	入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7) (略) (9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u> (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人	

現 行	改 正 後	備 考
福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) — (4) (略) (5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 (6) 第179条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 （協力病院等） 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u>	福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) — (4) (略) (5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 (6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 (7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 （協力医療機関等） 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院</u>	

現 行	改 正 後	備 考
	に限る。)を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u> (1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> (3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u> 2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u> 3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療</u>	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) (<u>居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止) 第176条 (略) 2 (略) (記録の整備) 第178条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第157条第2項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第159条第5項に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条に規定する<u>町への通知に係る</u>記録 (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する<u>苦情の内</u>	<u>機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> 6 (略) (<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止) 第176条 (略) 2 (略) (記録の整備) 第178条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第157条第2項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第159条第5項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の	

現 行	改 正 後	備 考
容等の記録 (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等)	内容等の記録 (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、<u>第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等)	

現 行	改 正 後	備 考
第189条 (略) 2 (略) 4 (略) <u>5</u> (略) (準用) 第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章	第189条 (略) 2 (略) 4 (略) <u>5</u> <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6</u> (略) (準用) 第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、<u>第107条の2</u>、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあ	

現 行	改 正 後	備 考
第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (基本方針) 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	るのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (基本方針) 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	

現 行	改 正 後	備 考
(従業者の員数等) 第193条 (略) 2 (略) 6 (略) 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (1) (略) (3) (略) (4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> (5) (略) 8 (略) 14 (略) (管理者) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地</u>	(従業者の員数等) 第193条 (略) 2 (略) 6 (略) 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (1) (略) (3) (略) (4) (略) 8 (略) 14 (略) (管理者) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業	削る

現 行	改 正 後	備 考
<u>内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 (略) 3 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切</u>に行うものとする。 (2) (略) (6) (略)	所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切</u>に行うものとする。 (2) (略) (6) (略) (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(7) (略) — (11) (略) (記録の整備) 第203条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) (略) (5) (略) (6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第29条に規定する町への通知に係	<u>用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) (略) — (12) (略) (記録の整備) 第203条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) (略) (5) (略) (6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係	

現 行	改 正 後	備 考
る記録 (8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるの	係る記録 (8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見	

現 行	改 正 後	備 考
は「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第 205 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む)第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方	を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第 205 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む)第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行	

現 行	改 正 後	備 考
<u>式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 2 (略)	うことができる。 2 (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第35条第3項(改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。 (身体的拘束等の適正化に係る経過措置) 第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)	

現 行	改 正 後	備 考
	置) 第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第107条の2（改正後の第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） 第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第174条第1項（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。	

湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の概要

- (1) 条例第 8 条、第 49 条、第 60 条の 4、第 60 条の 24、第 63 条、第 67 条、第 112 条、第 122 条、第 132 条、第 168 条及び第 194 条（管理者）

【全サービス共通】

＝管理者の兼務範囲の明確化＝

- ◆ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確化する。

条例第 84 条（管理者） 【小規模多機能型居宅介護】

＝管理者の兼務＝

- ◆ 提供する介護サービスの質を確保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

- (2) 条例第 25 条、第 52 条、第 60 条の 9、第 60 条の 30 及び第 71 条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 など）

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】、【夜間対応型訪問介護】、【地域密着型通所介護】、【療養通所介護】、【認知症対応型通所介護】

＝身体的拘束等の適正化の推進＝

- ◆ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- ◆ また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

- (3) 条例第 35 条（掲示） 【全サービス共通】

＝「書面掲示」規制の見直し＝

- ◆ 事業所の運営規程など、重要事項の掲示について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。
- ◆ 1 年の経過措置期間を設ける。
（令和 7 年 3 月 31 日までの間は「削除」とする。）

(4) 条例第 93 条及び第 199 条（身体的拘束等の禁止）

【小規模多機能型居宅介護】、【看護小規模多機能型居宅介護】

＝身体的拘束等の適正化の推進＝

- ◆身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。
- ◆1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日まで）。

(5) 条例第 107 条の 2（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）並びに第 129 条、第 150 条、第 179 条、第 191 条及び第 204 条（準用）

【小規模多機能型居宅介護】、【認知症対応型共同生活介護】、【地域密着型特定施設】、【地域密着型介護老人福祉施設】、【看護小規模多機能型居宅介護】

＝介護現場の生産性の向上＝

- ◆介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「検討委員会」という。）の設置を義務付ける。
- ◆3年間の経過措置期間を設ける（令和9年3月31日まで）。

(6) 条例第 131 条（従業者の員数） 【地域密着型特定施設】

＝生産性向上に先進的に取り組む施設における人員基準の特例＝

- ◆テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、検討委員会において生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている特定施設に置くべき看護・介護職員の合計数については、常勤換算方法で、要介護者の利用者数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

(7) 条例第 126 条、第 148 条及び第 174 条（協力医療機関等）

【認知症対応型共同生活介護】、【地域密着型特定施設】、【地域密着型介護老人福祉施設】

＝協力医療機関との連携体制の構築＝

- ◆高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、次の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- ・利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ・診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

＝新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携＝

- ◆新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。
- ◆また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

(8) 条例第 167 条の 2（緊急時等の対応） 【地域密着型介護老人福祉施設】

＝緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け＝

- ◆緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1 年に 1 回以上の見直しを義務付ける。

(9) 条例第 189 条（勤務体制の確保等） 【地域密着型介護老人福祉施設】

＝ユニットケアの質の向上のための体制の確保＝

◆ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、当該施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない。

(10) 条例第 7 条、第 10 条、第 43 条、第 48 条、第 59 条、第 60 条の 19、第 60 条の 37、第 66 条、第 72 条、第 80 条、第 83 条、第 108 条、第 127 条、第 128 条、第 149 条、第 153 条、第 154 条、第 169 条、第 176 条、第 178 条、第 192 条、第 193 条、第 203 条及び第 205 条

◆条文中の文言等を整理する。

2 施行日 令和 6 年 4 月 1 日